福智町条例第2号

　　　福智町地籍調査の基準点等の管理及び保全並びに成果等の活用に関する条例

目次

　第1章　総則（第1条・第2条）

　第2章　基準点等

　　第1節　管理及び保全（第3条・第4条）

　　第2節　基準点等の使用等（第5条・第6条）

　第3章　成果等

　　第1節　閲覧及び交付（第7条‐第9条）

　　第2節　成果等の使用（第10条）

　第4章　補則（第11条）

　第5章　罰則（第12条・第13条）

　　　第1章　総則

　（目的）

第1条　この条例は、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）の規定に基づき福智町が管理する測量基準点（以下「基準点等」という。）の一般的取扱い、管理及び保全並びに成果等の活用に関して必要な事項を定め、その万全を期し、もって測量の正確さを確保することを目的とする。

　（定義）

第2条　この条例において、「基準点等」とは次の各号に掲げるものをいう。

（1）法第2条第2項の基本調査のうち都市再生街区基本調査で設置された街区三角点及び街区多角点で福智町が国から移管を受けたものであって永久標識が設置されたもの

（2）福智町が実施した法第2条第5項の地籍調査（以下、「地籍調査」という。）で設置した地籍図根三角点、地籍図根多角点及び細部図根点

（3）前号の調査で設置した筆界点、一時標識及び仮設標識であって調査中の区域内にあるもの

2　この条例において、「成果等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

　（1）地籍調査の成果（地籍図及び地籍簿で法第18条の規定に基づき送付したもの）

　（2）第1項第1号の街区三角点及び街区多角点の成果表及び点の記

　（3）地籍調査の過程で得られた測量成果及び測量記録で実施者検査に合格したもの

　　　第2章　基準点等

　　　　第1節　管理及び保全

　（管理及び保全）

第3条　何人も移転、損傷その他の行為により基準点等の効用を害してはならない。

2　町長は、基準点等を点検管理し、その保全に努めなければならない。

3　町長は、基準点等の損傷、その他異常があることを発見したときは、遅滞なく原因を追究し、必要な手段を講じるものとする。

（基準点等の弁償）

第4条　損傷その他行為により基準点等の効用を害する行為をした者は、直ちに町長に届け出なければならない。

2　基準点等の効用を害した者は、当該基準点等の機能回復に要する費用を負担しなければならない。

3　町長は、第1項の届出があった場合において、やむを得ない正当な理由があると認めるときは、その費用を減額し、又は免除することができる。

　　　　第２節　使用等

　（使用）

第5条　測量を実施しようとする者は、町長の承認を得て、基準点等を使用することができる。

　（届出等）

第6条　基準点等の移転その他効用を害するおそれのある行為をしようとする者は、その着手前30日までに町長に対して理由を付して届け出又は一時撤去・移転の承認申請をしなければならない。

2　前項の届出があった場合、町長はこれを審査し、承認、不承認又は移転その他の指示をするものとする。

3　第1項の届出をした者は、町長から承認を受け、その指示に従わなければ当該行為をしてはならない。

4　第1項の一時撤去・移転の承認申請があった場合、町長はこれを審査し理由があると認めるときはこれを承認するものとする。

5　一時撤去・移転に要する費用は第1項の届出又は一時撤去・移転の承認申請をした者の負担とする。

6　町長は、申請の理由により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず一時撤去・移転費用の負担を減額し、又は免除することができる。

　　　第3章　成果等

　　　　第1節　閲覧及び交付

　（成果等の閲覧）

第7条　成果等は一般の閲覧に供するものとする。

2　前項の規定に関らず、次の各号に定めるものについては、閲覧及び交付を行わないものとする。

　（1）国土交通省国土地理院が所管する一等三角点から四等三角点までに関する資料

　（2）個人情報に関する資料を含むもの

　（3）その他町長が不適当と認めるもの

　（注意義務）

第8条　成果等の閲覧及び交付を受けようとする者は、施設、設備、又は電磁的記録を含む閲覧物（以下、閲覧物という。）を破損、汚損又は亡失しないよう特に注意しなければならない。

　（閲覧物の弁償）

第9条　閲覧又は交付に際し、自己の責めに帰すべき事由により施設、設備又は閲覧物を破損し、汚損し、又は亡失した者はその原状回復に要する費用を弁償しなければならない。

　　　　第2節　使用

　（成果等の使用）

第10条　成果等を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、福智町の承認を得なければならない。

2　福智町は前項の承認の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。

　（1）申請手続きが法令に違反していること

　（2）当該成果等を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこ

　　と

　　　第4章　補則

　（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

　　　第5章　罰則

（罰則）

第12条　故意により第3条第1項に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2　重大な過失により第3条第1項に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

3　過失により第3条第1項に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

3　第5条の規定に違反し基準点等を使用した者は30万円以下の罰金に処する。

　（過料）

第13条　第8条の規定に違反し、故意又は重大な過失により施設、設備又は閲覧物を破損し、汚損し、又は亡失した者は5万円以下の過料に処する。

　　　附　則

　この条例は、平成29年4月1日から施行する。